

定 款

改 訂 2022年3月29日

興 研 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

第 2 章 株 式

第 3 章 株 主 総 会

第 4 章 取締役および取締役会

第 5 章 監査役および監査役会

第 6 章 会計監査人

第 7 章 計 算

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、商号を興研株式会社と称し、英文名をKOKEN LTD. とする。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 労働保護具ならびに救命装備品の製造および販売
2. 気体・液体のクリーン制御に関する製品、機器および設備の設計、製造、販売、施工
3. 環境衛生用の器材ならびに器具の製造および販売
4. 防災および集塵機等の作業環境改善機器の製造および販売
5. 防災および作業環境改善設備工事の設計、施工およびその管理
6. 不織布の製造および販売
7. 技術に関するノウハウおよび特許権の販売
8. 微生物の研究および培養
9. 殺菌・除菌・抗菌に関する製品、機器の製造および販売
10. 磁気を利用した液体・気体の浄化および汚染防止器具の販売、施工ならびにその管理
 11. 医療用具の製造、輸入、販売および修理
 12. 水・土壤の浄化処理装置の製造および販売
 13. 有利な事業に対する投資
 14. 前各号に付帯する一切の業務

(本 店)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるものほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項および本定款に定めるものほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、事業年度の末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長には、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任の他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、また必要に応じて会長および副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。

(招集権者および議長)

第27条 取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規程に定めた取締役がこれにあたる。

その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(顧問および相談役)

第32条 取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第34条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

第41条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第43条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

(監査役の責任免除)

第44条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基

づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第45条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第49条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当金)

第50条 当会社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第51条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第52条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

- 1 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。